

参考資料

浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金交付要綱（昭和62年告示第51号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p><u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金交付要綱</u></p>	<p><u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金交付要綱</u></p>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、<u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会</u>（以下「実行委員会」という。）の運営及び活動内容の充実を図り、もつて青少年の健全な育成に資するため、実行委員会の運営及び事業に要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第3条 補助金の額は、<u>700,000円</u>以内で市長が適当と認めた額とする。</p> <p>（交付の申請）</p> <p>第4条 実行委員会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、市長の定める期日までに、<u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金交付申請書</u>（別記第1号様式）に当該年度の事業計画書及び予算書を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>（交付の決定）</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、<u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金交付決定通知書</u>（別記第2号様式）により、当該申請者に対して通知するものとする。</p> <p>（実績報告）</p> <p>第6条 実行委員会は、事業終了後速やかに、<u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金実績報告書</u>（別記第3号様式）に事業報告書及び収支決算書を添えて、市長に報告しなければならない。</p> <p>（補助金の額の確定）</p> <p>第7条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたとき</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、<u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会</u>（以下「実行委員会」という。）の運営及び活動内容の充実を図り、もつて青少年の健全な育成に資するため、実行委員会の運営及び事業に要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第3条 補助金の額は、<u>6,000,000円</u>以内で市長が適当と認めた額とする。</p> <p>（交付の申請）</p> <p>第4条 実行委員会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、市長の定める期日までに、<u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金交付申請書</u>（別記第1号様式）に当該年度の事業計画書及び予算書を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>（交付の決定）</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、<u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金交付決定通知書</u>（別記第2号様式）により、当該申請者に対して通知するものとする。</p> <p>（実績報告）</p> <p>第6条 実行委員会は、事業終了後速やかに、<u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会実績報告書</u>（別記第3号様式）に事業報告書及び収支決算書を添えて、市長に報告しなければならない。</p> <p>（補助金の額の確定）</p> <p>第7条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたとき</p>

改 正 後	改 正 前
<p>は、交付すべき補助金の額を確定し、<u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金額確定通知書</u>（別記第4号様式）により通知するものとする。 （請求等）</p> <p>第8条 実行委員会は、前条の規定による通知を受けたときは、<u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金交付請求書</u>（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>第9条 実行委員会は、第5条の規定による通知を受けた場合において、実行委員会の運営上必要があるときは、概算払いの方法により補助金の交付を受けることができる。この場合において、実行委員会は、<u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金概算払交付請求書</u>（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた実行委員会は、第7条の規定による通知を受けたときは、速やかに、<u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金概算払精算書</u>（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。 （補則）</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、<u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金</u>の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>は、交付すべき補助金の額を確定し、<u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金額確定通知書</u>（別記第4号様式）により通知するものとする。 （請求等）</p> <p>第8条 実行委員会は、前条の規定による通知を受けたときは、<u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金交付請求書</u>（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>第9条 実行委員会は、第5条の規定による通知を受けた場合において、実行委員会の運営上必要があるときは、概算払いの方法により補助金の交付を受けることができる。この場合において、実行委員会は、<u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金概算払交付請求書</u>（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた実行委員会は、第7条の規定による通知を受けたときは、速やかに、<u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金概算払精算書</u>（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。 （補則）</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、<u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金</u>の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別 記 第 1 号様式 (第 4 条)</p> <p><u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金交付申請書</u></p> <p>年 月 日</p> <p><u>(宛先) 浦安市長</u></p> <p><u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会</u> <u>会 長</u></p> <p>年度<u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金</u>の交付を受けた いので、<u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金交付要綱</u>第 4 条の規定 により、次のとおり申請します。</p> <p>省 略</p> <p>第 2 号様式 (第 5 条)</p> <p>省 略</p> <p><u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会</u> <u>会 長</u> 様</p> <p>省 略</p> <p><u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金交付決定通知書</u></p> <p>年度<u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金</u>の交付を決定し ましたので、<u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金交付要綱</u>第 5 条の</p>	<p>別 記 第 1 号様式 (第 4 条)</p> <p><u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金交付申請書</u></p> <p>年 月 日</p> <p><u>浦安市長</u> 様</p> <p><u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会</u> <u>会 長</u></p> <p>年度<u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金</u>の交付を受けたい ので、<u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金交付要綱</u>第 4 条の規定によ り、次のとおり申請します。</p> <p>同 左</p> <p>第 2 号様式 (第 5 条)</p> <p>同 左</p> <p><u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会</u> <u>会 長</u> 様</p> <p>同 左</p> <p><u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金交付決定通知書</u></p> <p>年度<u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金</u>の交付を決定しま したので、<u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金交付要綱</u>第 5 条の規定</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>規定により次のとおり決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>第3号様式 (第6条)</p> <p style="text-align: center;"><u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金実績報告書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>(宛先) 浦安市長</u></p> <p style="text-align: center;"><u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会</u> <u>会 長</u></p> <p>年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった<u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金</u>に係る実績について、<u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金交付要綱第6条</u>の規定により、次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>第4号様式 (第7条)</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会</u> <u>会 長</u> 様</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p>により次のとおり決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>第3号様式 (第6条)</p> <p style="text-align: center;"><u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会実績報告書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>浦安市長</u> 様</p> <p style="text-align: center;"><u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会</u> <u>会 長</u></p> <p>年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった<u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金</u>に係る実績について、<u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金交付要綱第6条</u>の規定により、次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>第4号様式 (第7条)</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p><u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会</u> <u>会 長</u> 様</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="241 309 940 339"><u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金額確定通知書</u></p> <p data-bbox="161 381 1111 483">年度浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金の額について、<u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり通知します。</u></p> <p data-bbox="593 528 680 558">省 略</p> <p data-bbox="185 600 441 630">第5号様式（第8条）</p> <p data-bbox="241 675 913 705"><u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金交付請求書</u></p> <p data-bbox="891 746 1081 777">年 月 日</p> <p data-bbox="197 783 405 813"><u>(宛先) 浦安市長</u></p> <p data-bbox="636 855 1097 925"><u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会 会 長</u></p> <p data-bbox="185 967 1111 1107">年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった 年度浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金を、<u>浦安市青少年健全 育成研修実行委員会補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求し ます。</u></p> <p data-bbox="593 1152 680 1182">省 略</p> <p data-bbox="185 1224 521 1254">第6号様式（第9条第1項）</p> <p data-bbox="241 1295 992 1326"><u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金概算払交付請求書</u></p>	<p data-bbox="1211 309 1883 339"><u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金額確定通知書</u></p> <p data-bbox="1131 381 2085 483">年度浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金の額について、<u>浦 安市少年少女洋上研修実行委員会補助金交付要綱第7条の規定により、次のと おり通知します。</u></p> <p data-bbox="1563 528 1650 558">同 左</p> <p data-bbox="1155 600 1411 630">第5号様式（第8条）</p> <p data-bbox="1211 675 1859 705"><u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金交付請求書</u></p> <p data-bbox="1861 746 2051 777">年 月 日</p> <p data-bbox="1155 783 1404 813"><u>浦安市長</u> 様</p> <p data-bbox="1606 855 2067 925"><u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会 会 長</u> 印</p> <p data-bbox="1155 967 2085 1107">年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった 年度浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金を、<u>浦安市少年少女洋上 研修実行委員会補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求しま す。</u></p> <p data-bbox="1563 1152 1650 1182">同 左</p> <p data-bbox="1155 1224 1491 1254">第6号様式（第9条第1項）</p> <p data-bbox="1211 1295 1937 1326"><u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金概算払交付請求書</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>(宛先) 浦安市長</u></p> <p style="text-align: center;"><u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会</u> <u>会 長</u></p> <p>年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった <u>年度浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金を、浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求します。</u></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>第7号様式 (第9条第2項)</p> <p style="text-align: center;"><u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金概算払精算書</u></p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>浦安市長</u> 様</p> <p style="text-align: center;"><u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会</u> <u>会 長</u> </p> <p>年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった <u>年度浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金を、浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求します。</u></p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>第7号様式 (第9条第2項)</p> <p style="text-align: center;"><u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金概算払精算書</u></p>
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>(宛先) 浦安市長</u></p> <p style="text-align: center;"><u>浦安市青少年健全育成研修実行委員会</u> <u>会 長</u></p> <p>年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった <u>年度浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金について、浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり精算します。</u></p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>浦安市長</u> 様</p> <p style="text-align: center;"><u>浦安市少年少女洋上研修実行委員会</u> <u>会 長</u></p> <p>年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった <u>年度浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金について、浦安市少年少女洋上研修実行委員会補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり精算します。</u></p> <p style="text-align: center;">同 左</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

附 則

この告示は、公示の日から施行する。